

日本法令外国語訳推進会議における検討・作業の基本方針（案）

令和元年 8 月 3 0 日策定

第 1 法令用語日英標準対訳辞書（以下「辞書」という。）の充実・改訂

1 収録用語の選定方針について

本会議における収録用語の選定は、辞書記載の「収録用語の選定方針」を踏まえつつ、法令用語に関する法令間の翻訳の齟齬を回避するとともに、重要かつ基本的な法令用語の訳語を提示するという観点から、以下のような事情を総合的に考慮して行う。

- (1) 当該用語が用いられている法律（ただし、附則のみに用いられている場合を除く。）の数
- (2) 当該用語に関する定義規定が複数の法律に設けられていること
- (3) 当該用語が重要かつ基本的な法令用語といえること
- (4) 適切な訳語の選定が困難な法令用語

2 追加候補用語等の提出方法について

- (1) 事務局は、各省庁に対し、新規に辞書に掲載すべき追加候補用語又は既存の収録用語の修正等に関する意見について、法令の翻訳案提出時等に併せて提出するよう依頼する。
- (2) 各構成員は、事務局への品質チェック結果の回答の際、追加候補用語等を別紙 1 に記載の上、併せて送付する。
- (3) 事務局から、追加候補用語等がある場合も、別紙 1 に記載する。

3 収録済みの用語・訳語・用例等の見直し作業について

辞書に収録されている内容全体について、次の(1)から(4)の事項について見直し作業を行う。

いずれも、座長において検討すべき用語の選定・修正案の提示を行うが、各構成員においても、検討対象とすべき用語について随時選定を行い、事務局を通じて座長に報告する。

- (1) 同じ用語に対して別の訳語が充てられている問題点、基本用語とその関連用語が羅列されている問題点の解消について協議する（後者については、基本用語のみを見出し語とし、関連用語は用例として整理する方法についても検討）。

(2) 不適切な訳語の修正について協議する。

また、掲載済みの用語と対になる概念を示す用語等、全体のバランスから見出し語に追加するのが相当な用語について協議する。

(3) 解説を充実させるべき部分について協議する。

(4) 『法令の慣用的表現』を含む『特別編』(12ページ～23ページ)に掲載すべき用語等の選定を見直す。

4 日本法令外国語訳推進会議の開催等について

(1) 全体会は、原則、年2回の開催とする。

(2) 議案処理の迅速化を図るため部会制を導入することができ、部会を開催する場合は、次のとおりとする。

ア 各部会の構成員は、別に定める。

イ 各部会で検討する用語は、検討する用語の数、構成員の専門分野等を考慮し、座長が決定する。

ウ 上記2及び3により各構成員から意見が提出された場合、当該意見については意見を提出した委員が所属する部会で検討する。

エ 他部会へのオブザーバー参加を認める。

オ 事務局は、各部会での検討結果を、他部会委員へ提供するものとする。

第2 翻訳の品質の検証

1 チェック種類の決定について

座長は、法令ごと、原則として以下の基準によって、チェック類型1から3を指定する。

チェック類型1 民法等、基本法に属し、新規翻訳された法律

チェック類型2 チェック類型1以外の法律(基本法の改正法を含む。)

チェック類型3 政省令以下

2 検査担当の決定について

検査の担当は、以下の点を総合的に考慮し、座長が推進会議構成員の中から指名する。

なお、法令の重要性に鑑み、座長の判断により検査担当を会議体とする場合もある。

(1) 当該法令の翻訳の重要性

(2) 各構成員の専門分野との関連性の程度

(3) 各構成員に対するチェック依頼の数

- (4) 当該法令と上位又は下位の関係にある法令のチェック担当実績
 - (5) 当該法令のチェック類型
- 3 第一次検査（暫定公開のための品質チェック）について
- 第一次検査の対象は、座長が必要と認めた法令とし、検査の担当は上記2のとおり座長が決定する。
- 検査担当者は、第一次検査の対象となる法令の翻訳原案が、暫定的な公開に耐え得るものかどうかをチェックする。
- (1) チェック方法
- 原則として、サンプルチェックの方法によることとし、チェックする分量の目安は、全ページの10%（全体が50頁以下の場合には、少なくとも5ページ）、又は20ページのいずれか少ない方とする。
- チェックする箇所の抽出に当たっては、チェック範囲が一部に偏ることのないように配慮するとともに、チェックする法令が改正対応の場合、改正があった部分をチェックするなど、効率的なチェックとなるよう留意する。
- (2) 回答期限
- 事務局への回答期限は、検査担当者が検査法令を受領後、原則2週間とする。
- (3) 回答方法
- 別紙2の法令翻訳品質チェックシート「第一次検査」欄を記入して、チェック結果を回答する。
- 4 法務省ネイティブアドバイザーによるネイティブチェックについて
- 第一次検査を終えた法令及び第一次検査を省略した法令について、法務省ネイティブアドバイザーによるネイティブチェックを行う。チェック類型1の法令は、原則、ネイティブチェックを行うこととし、チェック類型2の法令は、チェック類型3の法令より優先してネイティブチェックを行うこととする。
- なお、ネイティブチェックは、主に「英語を母国語とする者からみて、自然な英語となっているか。」という観点から、翻訳原案をチェックする。
- 5 第二次検査について
- 第二次検査の担当は、上記2のとおり座長が決定する。なお、第一次検査を行った法令は、原則、第一次検査を担当した者とする。
- 検査の対象は、翻訳原案とし、ネイティブチェックを実施した法令については、同チェック結果の反映翻訳とする。
- (1) チェック方法
- ア チェック類型1の法令については全文をチェックをする。

イ チェック類型 2 又は 3 の法令については、サンプルチェックの方法による。この場合、重点的にチェックする分量の目安は、全ページの 10%（全体が 50 頁以下の場合には、少なくとも 5 ページ）、又は 20 ページのいずれか少ない方とする。

重点的にチェックする箇所の抽出は、基本的には検査担当者の裁量によるが、チェック範囲が一部に偏ることのないように配慮し、ネイティブの重要な指摘事項を必ず確認するものとする。

なお、チェックする法令が改正対応の場合は、上記 3 (1) のとおり、改正があった箇所を抽出し、効率的なチェックとなるよう留意する。

(2) 回答期限

事務局への回答期限は、検査担当者が検査法令を受領後、原則 1 か月とする。

ただし、上記(1)アの場合は、座長が検査担当者の意見を聞いた上で定める期間とする。

(3) 回答方法

別紙 2 の法令翻訳品質チェックシート「第二次検査」欄を記入して、チェック結果を回答する。

ただし、ネイティブチェック実施法令について、同チェック結果を反映することが相当でないと認められる場合は、原案を対象として評価を行い、コメント欄に意見等を記載するものとする。